

## 滋賀県営業時間短縮要請に係る協力金の支給について

滋賀県のまん延防止等重点措置へ御協力いただいた県内の商業施設やイベント関連施設等の運営事業者および施設内テナント・出店者の皆様に対し、以下の通り協力金を支給します。

### 1 要請期間

令和3年8月8日(日)0時～8月31日(火)24時

### 2 協力金の対象店舗・支給額等(詳細は裏面) **【県内13市】**

建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設等**のうち

#### (1) 運営事業者の皆様

**時短営業した面積  
1,000㎡ごとに20万円/日** × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**  
(定休日を除く)

#### (2) 施設内のテナント・出店者の皆様

**時短営業した面積  
100㎡ごとに2万円/日** × **短縮した時間/本来の営業時間** × **日数**  
(定休日を除く)

(一日当たりの支給単価の計算例)

- 運営事業者

時短営業をした面積(※テナント・出店者の面積等を除く)が1,780㎡の施設が、本来営業時間は10:00～23:00のところを短縮し、10:00～20:00とする場合

$$200,000 \times 3 / 13 = 46,153 \text{ (円) / 日}$$

- テナント・出店者

時短営業をした面積が198㎡の施設が、本来営業時間は10:00～21:00であったところ、入居する商業施設の時短を受け、10:00～20:00と短縮する場合

$$20,000 \times 1 / 11 = 1,818 \text{ (円) / 日}$$

### 3 申請期間や申請手続等

詳細が確定次第、県のホームページでお知らせいたします。

### 4 お問い合わせ先

滋賀県営業時間短縮要請コールセンター (平日9時～17時)

**077-528-1341**

【8月6日(金)は17～21時、7日(土)～9日(月祝)も設置】

## まん延防止等重点措置を講じる地域

対象地域

大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市

要請前において夜20時から（※4の施設は夜21時から）翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が**1,000㎡超の商業施設やイベント関連施設**

対象施設

## まん延防止等重点措置要請対象施設一覧

## 協力金支給対象施設一覧

運営事業者

テナント・出店者

## 《商業施設等》

遊技施設 (マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等)

○

○

遊興施設※1 (個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等)

○

○

サービス業を営む施設 (スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業)

○

○

商業施設※2 (大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店等)

○

○

## 《イベント関連施設》※3

劇場、映画館等※4 (劇場、観覧場、映画館、演芸場等)

○  
映画館のみ

○

集会施設等※4 (集会場、公会堂等)

-

○

展示施設等※4 (展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール等)

-

○

ホテル・旅館※4 (集会の用に供する部分に限る)

-

○

運動施設、遊技施設 (体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ等)

○  
原則屋外施設を除く

○

博物館等 (博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園等)

-

○

## 支給要件

- 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること
- 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等

- 原則時短要請の全期間において、朝5時から夜20時まで（※4の施設は夜21時まで）の間に営業時間を短縮すること
- 上記に加え、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持ち込み含む。）およびカラオケ設備使用自粛等

※1 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、特措法31条の6第1項に基づく飲食店等に対する要請の対象となります。

※2 生活必需品の売場及び生活必需サービスの提供を行う店舗を除きます。

※3 イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請します。

※4 他の施設と異なり、**21時までの営業時間短縮**を要請します。※5 **イベント開始の場合は、21時までの営業時間短縮**を要請します。

## (お願い) 営業時間短縮実施の掲示

- 営業時間短縮を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮実施チラシもしくは休業実施チラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。